# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令 （平成二十七年政令第三百十八号）

#### 第一条（特定事業主等）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「法」という。）第十九条第一項の国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。

##### ２

前項に規定するもののほか、法第十九条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるものは、当該地方公共団体の規則で定めるものとし、それぞれ当該地方公共団体の規則で定める職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。

#### 第二条（法第二十四条第一項の政令で定める法人）

法第二十四条第一項の政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

* 一  
  独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
* 二  
  国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
* 三  
  日本司法支援センター
* 四  
  日本私立学校振興・共済事業団
* 五  
  日本年金機構及び日本中央競馬会

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。  
ただし、第一条の規定及び附則第四条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附則（令和元年一二月二六日政令第二一一号）

この政令は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。